

(仮称) イオン三条上須頃に係る騒音の影響について

1 住宅地（計画地西側）への影響

用途地域の指定のない住宅地の昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測において、予測地点H～Kに第1種住居地域の環境基準を適用した場合、基準を下回る結果となる。

2 病院（計画地東側）への影響**(1) 設備（環境基準値以下）**

- ・病院への騒音の寄与の大きい設備機器は、No.87、No.93、No.94の建物D屋上の排気ファンである。
- ・設備機器は騒音レベルの低い機器を選定することで騒音影響低減へ配慮している。
- ・病院敷地から可能な限り距離の離れた西側へ設備機器を設置することにより、病院への騒音影響低減への配慮を行っている。ただし、室内に設置する機器との位置関係などを鑑み、エネルギーの高効率な位置に設置しているため、騒音影響のみならず、エネルギー効率を高め、使用電力を抑えることによる環境負荷を低減することの双方の影響を勘案して設置する。
- ・室外機の設置方向は、屋上に設置する場合には、可能な限り騒音の発生する面を建物の外側（病院側）へ向けないように配慮している。

(2) 来店車両走行音（環境基準値以下）

- ・走行音の低減のため、舗装や排水蓋等による段差をなくし、路面の平準化を図る。
- ・開業後も騒音影響の低減に配慮し、定期点検及び清掃を適宜実施し、異常音の発生防止に努める。
- ・万が一、開店後に騒音影響による意見等が生じた場合は、原因を追及し、適切な対応策を検討し、誠意を持って対応する。

(3) 搬入車両走行音（走行速度を10km/hとした場合、環境基準値以下）

- ・適宜、警備員等が目視で確認を行うとともに、夜間搬入業者の作業報告書に、速度遵守の確認欄を設け、警備員等が報告書を確認する等の対応を検討する。
- ・速度遵守が守られなかった場合は、当該搬入業者に対し厳しく是正指導を行い、再発防止を徹底する。

3 市の考え**(1) 住宅地（計画地西側）への影響**

第1種住居地域の環境基準を適用した場合に基準値を下回る結果となっていることから、住宅地への騒音の影響は少ないものと考えられる。

(2) 病院（計画地東側）への影響

いずれの測定結果も環境基準以下であるが、夜間の搬入車両走行音については走行速度を10 km/h以下とする必要があることから、附帯意見によりその徹底を要請する。

【参考】

1 病院の設備

- ・ 県央基幹病院は 1 ～ 3 階が外来、4 ～ 9 階が病棟であり、病棟は計画地側に面している。
- ・ 4 ～ 9 階の病院壁面（計画地側）に設備はないが、3 階屋上には、エアコンの室外機が約 100 台、発電機が 4 台設置されている。

2 高速道路の騒音

- ・ 病院の南側の北陸自動車道には遮音壁がなく、市が令和 6 年度に高速道路沿道地域騒音調査を大学と病院の間の地点で実施したところ、等価騒音レベルが基準値を超えている時間帯があったことから、新潟県高速道路交通公害対策協議会（事務局：新潟県環境局環境対策課）を通じて NEXCO 東日本に対策要望を出している。